

定 款

令和3年 6月23日

本田技研工業株式会社

株主総会決議事項

1	昭和23年	9月8日	(創立起草)	38	平成6年	6月29日	(改正)
2	昭和23年	9月24日	(創立設定)	39	平成11年	6月29日	(改正)
3	昭和24年	11月14日	(改正)	40	平成13年	6月28日	(改正)
4	昭和26年	7月1日	(改正)	41	平成14年	6月25日	(改正)
5	昭和26年	10月25日	(改正)	42	平成15年	6月24日	(改正)
6	昭和27年	4月10日	(改正)	43	平成16年	6月23日	(改正)
7	昭和27年	8月2日	(改正)	44	平成17年	6月23日	(改正)
8	昭和27年	9月20日	(改正)	45	平成18年	6月23日	(改正)
9	昭和27年	12月1日	(改正)	46	平成18年	7月1日	(改正)
10	昭和28年	5月20日	(改正)	47	平成19年	6月22日	(改正)
11	昭和28年	8月16日	(改正)	48	平成20年	6月24日	(改正)
12	昭和28年	9月27日	(改正)	49	平成21年	6月23日	(改正)
13	昭和28年	12月30日	(改正)	50	平成23年	6月23日	(改正)
14	昭和30年	4月17日	(改正)	51	平成24年	6月21日	(改正)
15	昭和30年	10月29日	(改正)	52	平成25年	6月19日	(改正)
16	昭和31年	10月29日	(改正)	53	平成29年	6月15日	(改正)
17	昭和32年	4月27日	(改正)	54	令和3年	6月23日	(改正)
18	昭和32年	10月29日	(改正)				
19	昭和34年	4月28日	(改正)				
20	昭和35年	4月28日	(改正)				
21	昭和35年	10月28日	(改正)				
22	昭和36年	10月30日	(改正)				
23	昭和37年	4月26日	(改正)				
24	昭和37年	10月26日	(改正)				
25	昭和37年	12月18日	(改正)				
26	昭和39年	4月28日	(改正)				
27	昭和45年	10月30日	(改正)				
28	昭和48年	10月29日	(改正)				
29	昭和49年	4月26日	(改正)				
30	昭和50年	4月24日	(改正)				
31	昭和53年	5月25日	(改正)				
32	昭和55年	5月22日	(改正)				
33	昭和57年	5月27日	(改正)				
34	昭和57年	10月1日	(改正)				
35	昭和60年	8月19日	(改正)				
36	昭和62年	5月28日	(改正)				
37	平成3年	6月27日	(改正)				

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、本田技研工業株式会社と称し、英文では HONDA MOTOR CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車、船舶、航空機その他の輸送用機械器具の製造、販売、賃貸及び修理
2. 原動機、農機具、発電機、工作機械その他の一般機械器具、電気機械器具及び精密機械器具の製造、販売、賃貸及び修理
3. 繊維製品、紙製品、皮革製品、木材製品、ゴム製品、化学工業製品、窯業製品、金属製品その他の製造業及び販売業
4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業、旅行業その他の運輸業及び通信業
5. スポーツ用品、衣料品、事務用品、日用雑貨、医薬品、飲食料品その他の物品の販売業
6. 金融業、損害保険代理業、生命保険募集業、建築工事業等建設業及び不動産仲介等不動産業

7. 出版業、広告業、翻訳業、通訳業、経営コンサルタント業、情報処理・情報通信・情報提供等情報サービス業、工業デザイン企画設計業、総合警備保障業及び労働者派遣業
8. 駐車場、自動車学校、研修教育施設、レース場、遊園地、スポーツ施設、マリーナ施設、ホテル、飲食店その他の施設の経営
9. 発電並びに電気の供給及び販売
10. 前各号に関連する装置、部品及び用品の製造、販売、技術供与その他一切の業務並びに投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 (以下「指名委員会等」という。)

(3) 執行役

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,086,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式に関する手続等)

第 9 条 株主名簿への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置き、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(基 準 日)

第 11 条 毎事業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。

前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(開催の時期)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3月以内にこれを招集する。

前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

(招 集 者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、執行役社長兼務の取締役がこれを招集する。当該取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、取締役会長又は執行役社長がこれにあたる。取締役会長及び執行役社長とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。

(株主総会資料の電子提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として議決権の行使を委任することができる。株主又は代理人は、その代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、当社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、当会社の本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会招集の通知)

第24条 取締役会招集の通知は、会日より3日前に、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 指名委員会等

(指名委員会等)

第28条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

指名委員会等に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、取締役会の決議により定める指名委員会規則、監査委員会規則及び報酬委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(役付執行役)

第31条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から、執行役社長1名を選定するほか、執行役副社長、執行役専務及び執行役常務各若干名を選定することができる。

(代表執行役)

第32条 執行役社長は、会社を代表する。

取締役会は、その決議によって、前項のほか、執行役の中から、会社を代表する執行役を選定することができる。

(執行役の報酬)

第33条 執行役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日及び3月31日とする。

当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第38条 配当金の支払開始の日より満3年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

第1条 平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条の定めるところによる。